

議案第9号

泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月28日提出

泉州南消防組合管理者 上 甲 誠

泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例（平成24年泉州南消防組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第11項第4号中「職業に就いた者」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第8項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例第12条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。